

平成 27 年度  
包括外部監査の結果報告書  
【概要版】

監査対象事件：補助金等に関する事務の執行について

盛岡市 包括外部監査人  
公認会計士 佐藤 公哉

# 目次

第 1.包括外部監査の概要.....	1
1.1.監査の種類.....	1
1.2.選定した特定の事件 .....	1
1.3.特定の事件を選定した理由 .....	1
1.4.監査対象期間 .....	1
1.5.監査の方法.....	1
1.5.1.監査の目的.....	1
1.5.2.監査手続.....	1
1.6.監査の実施期間 .....	2
1.7.監査の実施概要 .....	2
1.8.包括外部監査人及び補助者 .....	3
1.9.利害関係 .....	3
第 2.監査の結論.....	4
2.1.監査の総括.....	4
2.2.学校教育課.....	4
2.2.1.中学校総合体育大会（県・東北・全国）派遣事業費補助金.....	4
2.3.農政課.....	4
2.3.1.いわて地域農業マスターPLAN実践支援事業費補助金.....	4
2.4.長寿社会課.....	5
2.4.1.軽費老人ホーム事務費助成事業 .....	5
2.4.2.老人クラブ活動費補助金 .....	6
2.5.障がい福祉課 .....	8
2.5.1.（一財）青い鳥施設建設補助金 .....	8
2.5.2.（社福）いきいき牧場施設建設補助金 .....	8
2.5.3.地域活動支援センターⅢ型運営費補助金 .....	9
2.6.地域福祉課.....	9
2.6.1.盛岡市社会福祉事業団事務局運営費補助金 .....	9
2.6.2.盛岡市総合福祉センター冷暖房設備設置工事補助金.....	10
2.6.3.盛岡市社会福祉協議会運営費補助金 .....	11
2.7.介護保険課.....	11
2.7.1.地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 .....	11
2.7.2.介護サービス施設等整備臨時特例事業費補助金 .....	11

2.7.3.老人福祉施設等整備費補助金	12
2.8.くらしの安全課	12
2.8.1.盛岡市防犯協会事業費補助金	12
2.9.資源循環推進課	13
2.9.1.ごみ集積場所等整備事業補助金	13
2.10.産業振興課	15
2.10.1.水田営農特別対策事業費補助金	15
2.11.企業立地雇用課	16
2.11.1.（公財）盛岡市労働者福祉サービスセンター運営費補助金	16
2.11.2.（公社）盛岡市シルバー人材センター事業費補助金	16
2.11.3.雇用奨励補助金	16
2.11.4.人財U・Iターン型企業立地促進事業補助金	17
2.12.保健予防課	17
2.12.1.幼児インフルエンザ予防接種補助金	17
2.13.健康保険課	18
2.13.1.岩手県国保連負担金	18
2.14.公園みどり課	18
2.14.1.公益財団法人盛岡市動物公園公社運営事業補助金	18
2.15.市民協働推進課	19
2.15.1.盛岡市自治公民館活動等補助金	19
2.16.建築住宅課	20
2.16.1.生活再建住宅支援事業	20
2.17.子ども未来課	21
2.17.1.私立保育所運営事業補助金	21
2.17.2.私立保育所休日保育事業補助金	21
2.17.3.私立保育所延長保育事業補助金	21
2.17.4.私立保育所一時預かり事業補助金	22
2.18.スポーツ推進課	22
2.18.1.（公財）盛岡市体育協会運営事業補助金	22
2.19.文化国際室	22
2.19.1.（公財）盛岡市文化振興事業団運営費・事業費補助金	22
2.20.商工課	23
2.20.1.商工会議所事業補助金	23
2.20.2.（公財）盛岡地域地場産業振興センター運営費補助金	24
2.21.観光課	25
2.21.1.（公財）盛岡観光コンベンション協会事業費補助金	25

2.21.2.つなぎ温泉観光協会事業補助金	25
2.22.文化国際室	26
2.22.1. (公財) 盛岡国際交流協会事業	26
2.23.消防対策室	26
2.23.1.盛岡市消防団員互助会事業運営費補助金	26

## **第 1. 包括外部監査の概要**

### **1.1. 監査の種類**

「地方自治法第 252 条の 37 第 1 項」、及び「盛岡市外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条」の規定による包括外部監査

### **1.2. 選定した特定の事件**

補助金等に関する事務の執行について

### **1.3. 特定の事件を選定した理由**

盛岡市における平成 27 年度予算編成方針では、事業効果、効率性、住民ニーズ等を検証し、事業の廃止や縮小など歳出の見直しを進めることにより、施策の優先度に応じた財源の最適配分を図ることとされている。他方、平成 27 年度においては補助金 55 億円、負担金 254 億円が予算化され、主に介護や子育てに関連する補助金等の拡充を図った結果、総額では補助金 16 億円、負担金 7 億円の増加、件数では補助金 26 件、負担金 22 件の増加となっている。

補助金等の新規、増減及び廃止については毎年度検討されているものの、全体としては金額・件数ともに増加傾向にあるため、外部の視点から「補助金等に関する事務の執行について」の合規性の確認のほか経済性、効率性、及び有効性を検討することは有益であると判断し、特定の事件として選定した。

### **1.4. 監査対象期間**

平成 26 年度（平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日）を監査対象期間とし、必要に応じて過年度分についても対象とした。

### **1.5. 監査の方法**

#### **1.5.1. 監査の目的**

補助金等に関する事務の執行に関わる法令、条例、規則等に係る合規性、経済性、効率性、及び有効性について検討する。

#### **1.5.2. 監査手続**

次の諸点について分析、質問、関連資料の閲覧等を実施する。その結果としての、指摘事項については「合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から是正・改善を要する事項」、意見については「合規性、経済性、効率性、及び有効性の観点から盛岡市の組織及び運営の合理化に資する事項」として定義する。監査に当たっては以下の点に留意して手続を行った。

- 補助金等の目的を要綱・要領に記載しているか。
- 公益性は明確であるか。
- 公平性は明確であるか。
- 交付先が限定されていないか。
- 類似の補助金の有無、有る場合は一本化できないか。
- 少額補助金の有効性を検討しているか。
- 継続・廃止・増減の検討をどのようにしているか。
- 補助金予算の消化割合が低くないか。
- 事務局を市の職員が担っていないか。
- 補助対象経費、要件などは明確であるか。
- 上限は設定されているか。
- 返還規定（過大、消費税など）があり、返還の必要性を検討しているか。
- 余剰が発生する過大な金額ではないか。
- 繰越金・自主財源を把握し自主性を促進しているか。
- 補助金事業と収益事業の区分が明確であるか。
- 業者選定は妥当であるか。
- 複数の補助金が交付され重複していないか。
- 派遣職員給与の取り扱いは適切であるか。
- 申請書類、実績報告書などを入手しているか。
- 期限は遵守されているか。
- 証憑突合など審査の深度は適切であるか。
- 概算払いは適切であるか。
- 交付先が再補助を行っている場合の管理方法は適切か。
- 指導を行っているか。
- 長期化しているものは目的達成済みでないか。
- 目的達成までのスケジュールはあるか。
- 補助効果が不明のものはないか。
- 指標が適切か。
- 要綱・要領を公開しているか。
- 補助金交付実績・効果を公表しているか。
- 公募しているか。

#### 1.6.監査の実施期間

平成 27 年 5 月 22 日～平成 28 年 2 月 5 日

#### 1.7.監査の実施概要

日程	対象機関	実施内容	作業場所	日数
5月中旬	各担当課	監査テーマヒアリング	市庁舎	0.5日
7月下旬～ 9月中旬	同上	ヒアリング、書類閲覧、文書作成	各担当課、監査人事務所	48.5
10月上旬～ 11月下旬	同上	ヒアリング、書類閲覧、文書作成	各担当課、監査人事務所	38.0

日程	対象機関	実施内容	作業場所	日数
12月上旬～ 1月下旬	同上	ヒアリング、書類閲覧、 文書作成	各担当課、監 査人事務所	13.0
2月上旬	行政経営課	報告書提出	—	0.5
計				100.5

#### 1.8. 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人	補助者
公認会計士 佐藤公哉	公認会計士 高橋雄一郎
	公認会計士 氏家亮
	公認会計士 武田弘明
	公認会計士 古川直磨

#### 1.9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第2.監査の結論

### 2.1.監査の総括

監査の結果としての指摘事項、及び意見は下表の通りである。

「指摘事項」は35件あり、合規性、経済性、効率性、及び有効性の観点から是正・改善を要する。

「意見」は32件あり、合規性、経済性、効率性、及び有効性の観点から盛岡市の組織及び運営の合理化に資する事項であり、検討が望まれる。

### 2.2.学校教育課

#### 2.2.1.中学校総合体育大会（県・東北・全国）派遣事業費補助金

##### ①PTA等に対する補助の確認について（指摘事項）

盛岡市では、中体連が作成した事業実績書及び收支精算書により、補助金の適切な執行を確認しているが、当該收支精算書に記載された振込先である学校名と金額が記載してあるだけである。

盛岡市は補助金交付業務の代行者である中体連が補助対象者に対して適正額を支出していることを確認する必要があるが、各学校のPTA等に適切に補助金が支払われていることまで確認できていない。

中体連は当該補助金の支払を代行しているのであるから、盛岡市ではPTA活動費からの支出と補助金の繰入状況を確認できる資料等を補助対象者である各学校のPTA等から入手し、実際に各学校のPTA等に対して補助されていることを確認する必要がある。

### 2.3.農政課

#### 2.3.1.いわて地域農業マスターPLAN実践支援事業費補助金

##### ①消費税及び地方消費税について（指摘事項）

補助の相手先が消費税の課税事業者であれば、消費税等仕入控除税額報告書の記入が必要になる場合がある。今回のケースでは、盛岡北園芸生産組合がパイプハウスを購入することに対する補助であるため、直接の補助金給付先である盛岡北園芸生産組合の収入がないことをもって、消費税の非課税事業者と理解し、消費税等仕入控除税額報告書を入手していなかった。

本来であれば、消費税等仕入控除税額報告書は、その組合員のそれぞれが消費税の課税事業者か免税事業者かで記入内容が異なるものであるから、各々から入手すべきである。現状では、補助対象者の事業規模が小さいため、簡易課税の届出をしていれば、補助金に係る消費税等仕入控除税額は発生しない。しかし、そのような届出を行っていない場合は、補助金に係る消費税等仕入控除税額が発生することが考えられるため、事業者に対する確認が必要である。また今後、消費税率が10%となる見込みであり、消費税等相当額に係る重要性

が増すことからも、任意組合に対する施設設備の補助が行われる場合は、十分注意した対応が必要である。

さらに、補助金に係る消費税等相当額の返還が生じない場合も、返還の有無の判断に係る網羅性を担保するため、全ての補助対象者から消費税等仕入控除税額報告書を入手する、あるいは、決算書や消費税課税事業者届出書の確認をするなどの対応を図るべきである。

## 2.4.長寿社会課

### 2.4.1.軽費老人ホーム事務費助成事業

#### ①サービスの提供に要する費用（事務費）について（指摘事項）

サービスの提供に要する費用（事務費）については、どのような科目が対象経費となるか具体的には定められていないが、実態としては各法人の収支計算書の事務費及び人件費が集計され、事業費についてはすべて補助対象外経費とされている。これはサービスの提供に要する費用（事務費）と、収支計算書の「事務費」を同一と解釈していること、「盛岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例」において「サービスの提供に要する費用」のほかに、「生活費（食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。）」や「居室に係る光熱水費」が別項目として規定されていることからと推定される。

補助対象経費については、本来であれば、収支計算書における事業費・事務費・人件費の中からサービスの提供に要する費用を抜き出して集計するものであり、単純に収支計算書の事務費・人件費の集計とならないように集計作業を行う必要がある。

また、社会福祉法人麗沢会（ケアハウス特定施設）について事務費支出額が集計されていない。補助金の交付金額は、事務費実支出額又は事務費基準額のいずれか少ない方から事務費本人徴収額を控除して算定されることから、一般施設と特定施設とを区分して集計するべきである。

#### ②民間施設給与等改善費加算率について（指摘事項）

民間施設給与等改善費加算率は、「民間施設給与等改善費基本分算定調書」により職員一人当たりの平均勤続年数に基づき計算される。社会福祉法人麗沢会（ケアハウス麗沢）では、計算の結果「1施設当たり職員平均勤続年数」は11年8月となっており6か月以上の端数を1年とすると12年となり民間施設給与等改善費加算率15%を適用すべきであったが、6か月以上の端数を1年とせず11年とし民間施設給与等改善費加算率13%を適用している。結果として、本来であれば事務費基準額が29,200,248円となるところが28,692,180円となり、508,068円の補助金不足となっていることから、補助金の精算を再度行うべきである。

また、職員数の記載が単純間違いにより7名になっているが5名とすべきである。

施設の区分	職員一人当たりの平均勤続年数	民間施設給与等改善費加算率	左の内訳	
			人件費加算分	管理費加算分
A階級	14年以上	16%	14%	2%

施設の区分	職員一人当たりの平均勤続年数	民間施設給与等改善費加算率	左の内訳	
			人件費加算分	管理費加算分
B階級	12年以上 14年未満	15%	13%	2%
C階級	10年以上 12年未満	13%	11%	2%
D階級	8年以上 10年未満	11%	9%	2%
E階級	6年以上 8年未満	9%	7%	2%
F階級	4年以上 6年未満	7%	5%	2%
G階級	2年以上 4年未満	5%	3%	2%
H階級	2年未満	3%	1%	2%

施設名				施設所在地			備考
施設の区分	A・B・C・D・E・F・G・H			認定年月日	年月日		
年数等区分 氏名	現に勤続する施設の状況			その他の社会福祉施設における勤続年数	1施設当たり職員総勤続年数	1施設当たり職員平均勤続年数	
	職員数 a	職種 b	勤続年数 c		d/a	e	
省略	人	省略	9年0月 5年11月 2年9月 1年5月 7年0月	7年0月 4年0月 0年0月 12年7月 9年5月	16年0月 9年11月 2年9月 14年0月 16年5月		
計	7→5		26年1月	33年0月	59年1月	11年8月→12年	

#### 2.4.2 老人クラブ活動費補助金

##### ①領収書等の根拠資料のチェックについて（意見）

補助金を交付するに当たっては補助対象経費の妥当性、正確性を確かめ、書き間違いなどの誤謬や架空経費などの不正を防止発見することが必要であるが、老人クラブ活動費補助金については收支精算書を入手するのみで終了し、領収書等の根拠資料の確認が事務作業として含まれていない。老人クラブのクラブ数を勘案すると全てをチェックすることは現実的ではないが、收支計算書の吟味と合わせて、少なくとも数件のサンプル抽出により補助対象経費の妥当性、正確性などを確認することが望ましい。

##### ②補助金を上回る繰越金について（意見）

老人クラブの内いくつかでは、補助金収入を上回る繰越金を有しているクラブが存在している。補助金を規程に基づき支給することについては、補助金の公平性の観点からは問題はないが、必要性のない補助金の交付は行うべきではない。単純に繰越金が補助金を上回っ

ているからといって補助金が必要でないということはできないが、繰越金が豊富な老人クラブについては補助金を上回っている繰越金について合理的な理由があるかを確認する必要がある。支出のなかに積立金などが含まれている場合には繰越金と分ける必要性やその残高についても確認が必要である。また、要綱で補助金交付要件を定め、補助金交付の必要性の有無及び補助金減額の検討をする規定・手続を設けるべきである。

(参考：サンプル)

肴町寿朗会

補助金 64,900 円  
繰越金 160,992 円

館向町長寿会

補助金 96,400 円  
繰越金 84,837 円  
支出の中の積立金 30,000 円

③老人クラブの規模について（意見）

厚生労働省が定める「老人クラブ等事業運営要綱」では、会員の規模は概ね 30 人以上とされ、山村、離島などの地理的条件、その他特別の事情がある場合にはこの限りではないとされている。会員規模の小さい老人クラブに対しての補助金交付に当たっては、補助金の公益性・平等性について課題となるところであるが、盛岡市においては、明文規定はないが運用上、岩手県の基準を利用し老人クラブ連合会に所属している 11 名以上の老人クラブに対し補助金を交付している。補助金の負担割合は 3 分の 2 が盛岡市、残りの 3 分の 1 を国が負担する仕組みとなっている。独自性を持たせることは可能であるものの、会員数の最大規模の老人クラブと最小規模の老人クラブを比較すると、1 人当たり補助金の金額について 7 倍の格差があることから、公益性・平等性の観点から補助対象となる老人クラブの範囲を検討した上で要綱に規定し、規模の小さい老人クラブに対して補助金を交付する場合には特別の事情があることを明確にするべきである。

(30名未満の老人クラブ)

八幡第一福寿会 22名	福仙会 15名	小袋老人クラブ 20名
五月会 20名	岩脇寿会 27名	芋田向1福重会 25名
清水町老人クラブ喜楽会 24名	上通り百盛会 19名	好摩東長寿会 24名
南青山町青和会 29名	大ヶ生桂会 23名	前田老人クラブ 20名
東緑が丘寿会 26名	東山ひふみ会 29名	永寿会 25名
百花会 23名	東安庭クラブ 23名	元好摩老人クラブ 11名
あじさいクラブ 12名	和野さわやか学級 24名	釘の平老人クラブ 23名
材木町松寿会 22名	津志田町資源の会 16名	川又万寿会 26名

(会員数の最大・最小規模の老人クラブの比較)

老人クラブ名	会員数	補助金	1人当たり補助金
松園一丁目熟年クラブ	196名	127,900円	652円
元好摩老人クラブ	11名	51,100円	4,645円

## 2.5. 障がい福祉課

### 2.5.1. (一財) 青い鳥施設建設補助金

#### ①消費税及び地方消費税について (指摘事項)

(一財) 青い鳥は消費税の課税事業者であることから、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金により取得した施設に係る仕入控除税額について「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」の報告を受ける必要がある。また、特定収入割合等を把握し、必要に応じて仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求する必要がある。

#### ②抵当権の設定確認について (指摘事項)

担保権の設定に当たっては市長の承認が必要であるとともに、根抵当権が設定されていないことの確認が必要である。補助金で取得した建物についての登記簿(全部事項証明書)を入手し担保権の設定状況を確かめる必要がある。

### 2.5.2. (社福) いきいき牧場施設建設補助金

#### ①指名競争入札について (指摘事項)

補助金による施設整備に当たっては一般競争入札に付するなど市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないが、指名競争入札は実施されているものの、指名業者は敷地の購入先である(株)AD.MAXの1社のみで、形式上は指名競争入札であっても実態としては1社随意契約に近い方法となっている。補助事業者に対しては競争入札の趣旨を十分に理解させ、補助金交付の適正性を損なうことのないよう改善が必要である。

#### ②抵当権の設定確認について (指摘事項)

担保権の設定に当たっては市長の承認が必要であるとともに、根抵当権が設定されていないことの確認が必要である。補助金で取得した建物についての登記簿(全部事項証明書)を入手し担保権の設定状況を確かめる必要がある。

#### ③消費税及び地方消費税について (指摘事項)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について確認をしていないが、課税事業者であるかどうか、簡易課税制度を適用しているかどうかの確認をする必要がある。また、原則法により消費税の確定申告を行っている場合には、特定収入割合等を把握し、必要に応じて仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求する必要がある。

### 2.5.3.地域活動支援センターⅢ型運営費補助金

#### ①補助基準額の算定について（指摘事項）

補助基準額のうち地域交流・連携事業に係る補助額については、要領別表1において活動に要する経費として36万円を上限とすると規定されている。経費の内訳については「地域交流・連携事業計画書」及び「地域交流・連携事業実績書」が提出されているが、いずれの法人も36万円を要する経費としている。経費の内容としては祭り町内会費、参加費、地域活動支援センター開放事業、運動会などが計上されている。これらの経費については、実支出額の確認がされていないことから、補助上限の36万円ではなく実支出予定額を記載することを求めるとともに、町内会費などについては地域交流・連携事業活動として計上すべき経費であるかどうかの吟味し、実支出額の確認も行うべきである。

#### ②経費の実支出額等の把握について（指摘事項）

補助額については、補助基準額と経費の実支出額から寄附金その他の収入額を減じた額のいずれか低い額とされている。ここにおける経費は「職員に対する給料、諸手当及び共済費、賃金、報償費、旅費、借用費、役務費、使用料及び賃借料、原材料費並びに備品購入費」、また、寄附金その他の収入は「寄附金並びに当該事業所を対象として交付された国、県及び市の補助金（この要領による補助金を除く。）」と要領で規定されている。補助額については収支精算書をもって精算をしているが、経費の実支出額については法人の収入を限度にし、収支がマイナスにならないように記載されている。また、法人の決算書上の勘定科目との対応関係も明確でない。加えて、寄附金その他の収入額についても決算書の金額と一致していない場合がある。法人によっては収益事業を営んでいる場合もあり、補助対象事業の経費と収益事業の経費とを区分する必要があるが、区分された決算書の入手がされておらず経費の実支出額等の把握が不十分となっている。正確な実支出額等の把握と、担当者以外の第三者視点も鑑みて、補助額の精算手続についての精度向上を図る必要がある。

#### 不一致の例

法人名	収支精算書	決算書
(特活) WaiWai-ぐるんば	補助金 7,338,000 円	補助金 8,671,270 円
(特活) 精神保健を考える いわての会	寄付金（記載なし） 0 円 受取負担金（記載なし） 0 円	寄付金 130,000 円 受取負担金 148,600 円

### 2.6.地域福祉課

#### 2.6.1.盛岡市社会福祉事業団事務局運営費補助金

#### ①対象経費の定義について（指摘事項）

補助対象経費としては「事業団の事務局の運営に要する経費」と定義されているが、具体的な勘定科目などについては定められておらず、運用上、予算編成基準に基づき具体的に科

目が特定されている。補助金の目的に即した経費の補助を行うためには、要綱上で補助対象経費の具体的な科目を特定するとともに、予算の範囲内で、具体的に必要額を規定し補助する必要がある。

また、補助対象経費に役員報酬、理事長慶弔費、事務局員以外の福利厚生費（健康診断等）及び退職金、固定資産に計上すべき修繕費が含まれていることから、補助対象経費としての妥当性について見直しが必要である。尚、事務局員以外の福利厚生費（健康診断等）は平成27年度に半減、平成28年度に全減させ、事務局員以外の退職金は平成27年度から全減する計画となっている。

## ②消費税及び地方消費税について（指摘事項）

（社福）盛岡市社会福祉事業団は消費税の課税事業者であることから、運営費補助金を財源とした経費について、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確認の必要がある。また、特定収入割合等を把握し、必要に応じて仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求する必要がある。

### 2.6.2 盛岡市総合福祉センター冷暖房設備設置工事補助金

#### ①補助金交付要領について（指摘事項）

臨時的なもので、特定の者を対象とする補助金として契約書で対応しているが、（社福）盛岡市社会福祉協議会に対する補助金は恒常的なもので、特定の者を対象とする補助金と考えられるため、補助金交付要領を作成し、補助対象経費の範囲、期限等を定めるべきである。

その際には補助金の必要性と補助割合の理由としては更なる補強が必要と思われる。盛岡市社会福祉協議会の貸借対照表には、以下のような資産が計上されており、これらを財源として使用することができないかを先に検討する必要がある。また、総合福祉センターでは家賃収入が得られていることから、保有資産の状態と合わせて家賃収入などを踏まえ補助割合を決定すべきである。

（保有資産、平成27年3月31日現在）

預貯金 142,599,222円

投資有価証券 219,931,210円

#### ②消費税及び地方消費税について（指摘事項）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について確認をしていないが、課税事業者であるかどうか、簡易課税制度を適用しているかどうかの確認をする必要がある。また、原則法により消費税の確定申告を行っている場合には、特定収入割合等を把握し、必要に応じて仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求する必要がある。

### 2.6.3.盛岡市社会福祉協議会運営費補助金

#### ①運営費補助金の必要性及び積算根拠について（意見）

運営費補助金の積算内訳は人件費と運営費から構成されている。内訳としての人件費補助の額は盛岡市職員の例を参考して位置付け算出した額とされ、また、運営費補助の額は毎年予算で定める額とされている。具体的には積算内訳書をもって確定されることになるが、対象経費が広範であることに加え、個々の経費の補助割合の根拠が明らかになっていない状況である。盛岡市社会福祉協議会では、純資産が9億円以上あり純資産割合も7割を超えていること、また、受託金収益や事業収益など自主財源を確保する余地もあることから、運営費補助金の積算根拠をより詳細化し決算書との関連性の明確化を図るとともに、補助金の限度額の設定について検討するべきである。

## 2.7.介護保険課

### 2.7.1.地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

#### ①消費税及び地方消費税について（指摘事項）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について確認をしていないが、課税事業者であるかどうか、簡易課税制度を適用しているかどうかの確認をする必要がある。また、原則法により消費税の確定申告を行っている場合には、必要に応じて仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求する必要がある。

尚、当該補助金は定額補助となっており、当年度の補助金額については補助対象経費の消費税抜きの金額を下回っていることから、消費税部分の補助はしていないものとも認識でき、その場合には、返還請求は不要である。しかし、「消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書」の様式が定められていることや、消費税込みの補助対象経費が補助金と同額となった場合における取扱いについては規定されていないことから、要綱を見直す、あるいは運用規定等を別に定めるなど仕入税額控除についての取扱いを明確にするべきである。

### 2.7.2.介護サービス施設等整備臨時特例事業費補助金

#### ①抵当権の設定確認について（指摘事項）

担保権の設定に当たっては県知事の承認が必要であるとともに、根抵当権が設定されていないことの確認が必要である。補助金で取得した建物についての登記簿（全部事項証明書）を入手し担保権の設定状況を確かめる必要がある。

また、(株)三協医科器械については、(株)岩手銀行より融資を受けるに当たり建物に根抵当権が設定されている。設定に当たっては、県知事に対し財産処分承認申請書は提出されているが、財産処分の種類としては、「抵当権の設定」に該当するものとして申請がなされており、「根抵当権の設定」とはされていない。担保に供する処分としての抵当権の設定に当たっては、補助財産を取得する際に行われるものであること、補助事業者の資金繰り等のた

め、抵当権の設定を認めなければ事業の継続ができないと認められ返済の見込みのあることが必要である。抵当権のうち普通抵当権については条件を充足していれば支障はないが、根抵当権については、補助財産を取得するための貸付債権だけでなくその他の一般債権についても担保するものであるため、補助金が補助財産を取得するための債務以外の債務の返済に充てられる可能性があるため適切ではないことから見直しが必要である。

## ②消費税及び地方消費税について（指摘事項）

平成24年度、25年度において補助金を交付した法人は全て消費税の課税事業者であることから、補助金を財源とした建物等について、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確認の必要がある。また、特定収入割合等を把握し、必要に応じて仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求する必要がある。

尚、当該補助金は定額補助となっており、当年度の補助金額については補助対象経費の消費税抜きの金額を下回っていることから、消費税部分の補助はしていないものとも認識でき、その場合には、返還請求は不要である。しかし、「消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書」の様式が定められていることや、消費税込みの補助対象経費が補助金と同額となった場合における取扱いについては規定されていないことから、要綱を見直す、あるいは運用規定等を別に定めるなど仕入税額控除についての取扱いを明確にするべきである。

### 2.7.3.老人福祉施設等整備費補助金

## ①消費税及び地方消費税について（指摘事項）

社会福祉法人緑愛会は消費税の課税事業者であることから、補助金を財源とした建物等について、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確認の必要がある。また、特定収入割合等を把握し、必要に応じて仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求する必要がある。

尚、当該補助金は定額補助となっており、当年度の補助金額が補助対象経費の消費税抜きの金額を下回っていることから、消費税部分の補助はしていないものとも認識でき、その場合には、返還請求は不要である。しかし、税込みの補助対象経費が補助金と同額となった場合における取扱いが要綱で規定されていないことから、要綱を見直すか、あるいは運用規定等を別に定めるべきである。

### 2.8.くらしの安全課

#### 2.8.1.盛岡市防犯協会事業費補助金

## ①補助金交付要領について（指摘事項）

「盛岡市防犯協会事業補助金交付要領」として補助金要領は作成されているが、補助対象経費が具体的に規定されておらず、結果としてすべての経費が補助対象となっている。補助すべき経費についての要領での明確化と実費精算方式の採用により補助金額の抑制に努めるとともに、盛岡市防犯協会へ交付した補助金が構成団体である盛岡東地区防犯協会連合

会、盛岡西地区防犯協会連合会、及び都南地区防犯協会連合会へ再交付されていることから、補助金の再交付に当たっての基準を設定し客観性・透明性のある補助金とすべきである。

また、現在使用している要領にはその制定日が記載されておらず要領として不備であるため、上述の内容と合わせて要領の見直しが必要である。

## ②会計・決算報告について（意見）

盛岡市防犯協会は、任意団体の方式で運営されており、盛岡東地区防犯協会連合会、盛岡西地区防犯協会連合会、及び都南地区防犯協会連合会を構成団体として組織されている。

現状、盛岡市防犯協会をはじめ各地区連合会についても決算報告としては収支計算書のみ作成されている。しかし、補助金を交付していること、特別会計を有するなど単純ではないことから、任意団体であり収益事業を行っていないとしても、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し現金、預金、貯蔵品等の財政状態や会費、補助金等の収益から運営管理費、事業費等の費用を差し引いた損益状況を明らかにする必要はあると考えられるため、会計・決算報告で作成する計算書類についても、拡充を促すべきと考える。

また、盛岡西地区防犯協会連合会においては自動販売機を設置するなどして 200 万円を超える収益を計上しており、法人税法上の収益事業に該当すると考えられ、法人税等の確定申告が必要となるが申告がなされていない状況である。補助金の再交付先の会計であっても、補助金が交付されていることに差異はないことから、適正な会計処理の確保についても推進するべきである。

## 2.9.資源循環推進課

### 2.9.1.ごみ集積場所等整備事業補助金

#### ①ごみ集積場所の設置数について（意見）

ごみ集積所の設置に係る補助金については、同じ設置場所で年に 1 回を上限に申請ができる。現状では、各町内会より申請があったものについては補助金を交付することができており、予算の範囲内に収まっている状況である。他方、同じ場所において複数の一般ごみ集積用の小屋などを設置する必要がある場合には、年 1 回の制限があるため複数年度に渡り申請を行っている状況である。その結果、設置進捗度にばらつきが生じているとともに、既に必要数を充たしている地区もある状況となっている。

一般ごみの集積場所については、各町内会の世帯数などに基づきあるべき設置数を決定することができると言えられるが、設置場所の確保や規模の大小、修繕の必要性など状況には差異がある。町内会毎の現状に応じた必要設置数や修繕の必要性などを把握し、ごみ集積場所の設置割合に実質的に不均衡の生じることのないように、設置数の上限を設けるなど補助金交付要綱の見直しを検討すべきである。

（盛岡地域ごみ集積場所と世帯数）

地区名	A 設置数	B 世帯数	C=B/30	A-C 過不足数	A/B 設置割合
			30世帯当たりの設置数		
仁王	276	5,576	185	91	4.95%
桜城	323	6,986	232	91	4.62%
上田	286	6,379	212	74	4.48%
緑が丘	142	6,815	227	-85	2.08%
松園	198	7,421	247	-49	2.67%
青山	256	9,902	330	-74	2.59%
みたけ	93	3,294	109	-16	2.82%
北厨川	107	2,534	84	23	4.22%
西厨川	143	5,447	84	59	2.63%
土淵	46	1,625	54	-8	2.83%
東厨川	142	5,725	190	-48	2.48%
城南	310	5,474	182	128	5.66%
山岸	225	6,180	206	19	3.64%
加賀野	121	2,560	85	36	4.73%
杜陵	227	2,687	89	138	8.45%
大慈寺	167	2,465	82	85	6.77%
米内	51	1,675	55	-4	3.04%
仙北	195	6,560	218	-23	2.97%
本宮	212	7,512	250	-38	2.82%
太田	77	3,228	107	-30	2.39%
つなぎ	12	411	13	-1	2.92%
中野	125	5,670	189	-64	2.20%
築川	36	582	19	17	6.19%
合計	3,770	106,708	3,556	214	3.53%

(都南地域ごみ集積場所と世帯数)

地区名	A 設置数	B 世帯数	C=B/30	A-C 過不足数	A/B 設置割合
			30世帯当たりの設置数		
見前	245	10,768	358	-113	2.28%
飯岡	172	6,862	228	-56	2.51%
乙部	83	3,034	101	-18	2.74%

地区名	A 設置数	B 世帯数	C=B/30 30世帯当たりの設置数	A-C 過不足数	A/B 設置割合
合計	500	20,664	688	-188	2.42%

(玉山地域ごみ集積場所と世帯数)

地区名	A 設置数	B 世帯数	C=B/30 30世帯当たりの設置数	A-C 過不足数	A/B 設置割合
巻堀	97	1,903	63	34	5.10%
渋民	78	2,109	70	8	3.70%
玉山	28	462	15	13	6.06%
薮川	14	122	4	10	11.48%
合計	217	4,596	153	64	4.72%

## ②補助上限額と補助率の見直しについて（意見）

資源ごみの回収により各町内会等には資源化収益が得られるため、ストックヤードに係る補助金については終期を設定するとともに、補助上限額と補助率についての見直しができる仕組みを構築するべきである。

## 2.10.産業振興課

### 2.10.1.水田営農特別対策事業費補助金

#### ①補助金額の算定根拠について（指摘事項）

補助金額の算定に当たっては、3種類の事業に分類し、①集落組織活動等推進事業については各戸 1,000 円、②農業者組織・団体推進指導事業については各組織 10,000 円と農協 409,756 円、③転作作物誘導事業については 10 アール当たり 3,000 円の単価が使用されている。

しかし、使用されている単価については、いつ時点であるか不明であるが過年度から決められたものであり、当時どのように決定されたものであるか根拠が残されていない。そのため、3種類の活動毎に必要とされる経費がいくらなのか、また、必要経費に対する補助が何割なのかを把握することができない状態となっている。とりわけ、農業者組織・団体推進指導事業における農協への補助 409,756 円については総額を 5 百万円とするために端数調整されていると推測され、補助金額の算定過程における客観性及び透明性が不足していると考えられる。

指導・周知のための会場利用料や人件費といった経費に対する補助金であるのであれば、実額に基づき経費総額を集計し、何割を補助する等の方法により補助金額の算定を行うべきであり、要領において明確に規定すべきである。

## 2.11.企業立地雇用課

### 2.11.1.（公財）盛岡市勤労者福祉サービスセンター運営費補助金

#### ①補助金対象経費について（指摘事項）

盛岡市勤労者対策費等事業補助金交付要領においては補助対象経費として「運営等に要する経費」となっているだけで詳細な規定がされていない。また、上限額 970 万円となっているが積算根拠として保存されているものではなく毎年の予算に基づく要望額となっており、ルールに基づいた見直しが行われていない。減価償却費、租税公課、役員報酬、祝い金等を支給するための共済掛け金などについても補助対象となっていることから見直しが必要である。

いわゆる利益である一般正味財産増減額は 100 万円を超える黒字となっており、結果として、自主財源で賄える部分についても補助金が交付されていることになっている。利益相当額についての補助金は過剰な補助と考えられることから、法人運営の自立性を促すために、補助対象経費を明確に定めるとともに補助率の引下げについても検討する必要がある。

### 2.11.2.（公社）盛岡市シルバー人材センター事業費補助金

#### ①補助金対象経費について（指摘事項）

補助金対象経費として「運営等に要する経費」となっているだけで詳細な規定がされていない。また、上限額 950 万円となっているが積算根拠として保存されているものではなく毎年の予算に基づく要望額となっており、ルールに基づいた見直しが行われていない。減価償却費、租税公課、役員報酬などについても補助対象となっていることから見直しが必要である。

いわゆる利益である一般正味財産増減額は 200 万円を超える黒字となっており、結果として、自主財源で賄える部分についても補助金が交付されていることになっている。利益相当額についての補助金は過剰な補助と考えられることから、法人運営の自立性を促すためにも、補助対象経費を明確に定めるとともに補助率の引下げについても検討する必要がある。

### 2.11.3.雇用奨励補助金

#### ①操業開始日の認識について（意見）

雇用奨励補助金の支給要件は、①操業開始日から 6 か月以内に雇用されていること及び②1 年以上雇用（操業開始日以前に雇用された場合には操業開始日から）されていることであり、いずれの要件も操業開始日がいつであるかを先ず確定する必要がある。平成 26 年度は岩手缶詰株式会社の 1 社が工場を拡張し要件を充足したことから 1,900 千円の補助金が交付されている。しかし、操業開始日の認識として本格操業開始日ではなく試運転開始日としていた。一般的に機械装置等を取得した場合には、納品後に据付作業や試運転を行い本格稼働できる状況となってから固定資産の取得が認識されるため、操業開始日は早くとも固

定資産の取得日以降となると考えられる。書類上も主な固定資産の取得日は本格操業開始日と一致しており、試運転開始日を操業開始日とするのは整合性に欠けると思われる。

本格操業開始日は平成 26 年 9 月 30 日、試運転開始日は平成 26 年 9 月 3 日となっており 1 か月弱の期間がある。従って、支給要件の起算日が 1 か月弱だけ先になることから支給要件適合者の人数が変わる可能性があるため見直しの必要性について検討すべきである。

#### 2.11.4. 人財 U・I ターン型企業立地促進事業補助金

##### ① 補助上限額の設定について（意見）

雇用が 3 人以上であれば 600 万円を上限として補助金が交付されるが、平成 26 年度においては補助対象経費の 50%超の金額が補助金によって賄われている。雇用者及び給与が増加すればこの割合は低下することになるが、50%超の割合では、補助金交付による費用対効果は限定的だったのではと考えられる。例えば、上限額の設定方法を「申請額の何%かつ何百万以下」というように 2 段階で設定することによって、より費用対効果の高い補助金の交付が可能となるため上限額の設定方法の見直しを検討すべきである。

##### ② 補助効果の測定・分析について（意見）

補助金は企業誘致のための呼び水の一つであって、主目的は研究開発の拠点を盛岡に呼ぶということである。また、盛岡市で育った人材を活かす対策の一環としての補助金であり、市の政策との適合性は高いと考えられる。しかし、どれだけの企業を誘致し、どれだけの雇用を確保すれば目的達成となるのか、評価の基準が定められていない。目標とする企業誘致数や雇用確保数などを設定することで評価基準を定め、PDCA サイクルによるプロジェクト管理が可能となるように検討すべきである。

#### 2.12. 保健予防課

##### 2.12.1. 幼児インフルエンザ予防接種補助金

##### ① 幼児インフルエンザ予防接種の単価について（意見）

幼児インフルエンザ予防接種は自由診療であることから、本来は医療機関が自由に決めることができる。これに対して上限を設定しているのは出来るだけ多くの対象者に接種してもらいたいから、という方針が伺える。そして、岩手県立中央病院及び岩手県立療育センターの料金が上限金額を超えているのは、これらの医療機関は高度医療の提供を主たる目的としている点に鑑みて、高度医療の提供に向けるべき資源を予防接種のような比較的簡易な医療の提供に割り振り、結果として高度医療の提供のための資源が不足することのないように検討した結果であると推測される。

また、事業実施期間の前に実施される医療機関向けの説明会では、容認規定の適用は、上述の 2 医療機関に限定されている訳ではない、と口頭で説明しているとのことである。これは、上限金額を超えた料金となっているのは上述の 2 医療機関以外にもある

はずであるから、そういった医療機関にも容認規定の適用の機会を提供するため、とのことである。

しかしながら、容認規定の適用について上述の2医療機関に対しては文書を発送し、他の医療機関に対しては説明会での口頭説明で終わらせるというのでは取扱いに格差がある。口頭説明では、医療機関側での捉え方にも相違が生じるはずである。容認規定の適用は上述の2医療機関に限定されている訳ではなく、必要性のある医療機関に適用するというのであれば、説明会時に接種料金の設定について文書を配布し、その文書のなかで接種料金の上限を設定していることの趣旨、どのような場合に容認規定の適用を認めるか、これらを明記するのが望ましい。

## 2.13.健康保険課

### 2.13.1.岩手県国保連負担金

#### ①一般負担金の算定基準について（意見）

平成27年度は平成26年度に比して拠出額は減少しているが、平成22年度から平成26年度までの期間においては、一般会計の歳入歳出差引残額が年度を追うごとに積み上げられている。このような状況にあっては、盛岡市は構成員として、一般負担金の算定基準について提言していくことが望まれる。もちろん岩手県国民健康保険団体連合会の一般会計における適正な剩余金の水準はどの程度とすべきか慎重な検討が必要であると考えるが、岩手県国民健康保険団体連合会からの提案をそのまま受け入れるべきでないと考える。

## 2.14.公園みどり課

### 2.14.1.公益財団法人盛岡市動物公園公社運営事業補助金

#### ①補助金交付要領について（指摘事項）

補助金の交付にあたっては、「盛岡市補助金交付規則の施行等について（50盛財発第187号 昭和50年10月11日）」において、以下のように定められている。

##### I 盛岡市補助金交付規則の取扱いについて

補助金交付について予算執行される場合は、次の事項を十分留意のうえ事務処理すること。

###### 1 補助金交付について

補助金交付については、盛岡市補助金交付規則を根拠に行政処分の形式で行うものと補助金交付契約を根拠に私法上の契約として行うものがあり、個々の補助金交付については、別途交付の目的、交付の対象及び補助事業の内容並びに補助金の額又は補助率等を定めることとなるが、概ね次の基準に従って事務処理をすること。なお、補助金交付要領及び補助金交付要領は、補助金交付の審査基準の性格を有するものである。

- (1) 恒常的なもので、不特定多数の者を対象とする場合は、補助金交付要綱を作成し、告示すること。
- (2) 恒常的なもので、特定の者を対象とする場合は、補助金交付要領を作成し、補助金交付契約書で処理すること。
- (3) 臨時的なもので、不特定多数の者を対象とする場合は、補助金交付要綱を作成し、告示すること。
- (4) 臨時的なもので、特定の者を対象とする場合は、補助金交付契約書で処理すること。

公社に対する補助金は、内訳の構成は一定でないが、人件費に充当する目的というのは毎年度同じである。そうであれば、上表の（2）に該当し、補助金交付要領を作成すべきである。

## ②盛岡市動物公園の存在意義について（意見）

上に示した通り、盛岡市動物公園は毎年度、2億円程度の赤字を計上している。この施設は、いわゆる儲けを目的とした施設ではなく、家族ぐるみのレクリエーションの場、動物の理解、愛護思想を高める社会教育の場として開園したことから、毎年度、赤字を計上しているからと言って、即刻廃止と結論を出すべきものではないが、盛岡市動物公園を運営する目的が毎年度2億円程度の赤字に見合うものなのか、総合的に検討する時期に来ていると考える。

尚、今回の包括外部監査のテーマが補助金であるため、盛岡市動物公園の運営状況など細部にわたる検証をしていないため、本論点については意見にとどめる。

## 2.15.市民協働推進課

### 2.15.1.盛岡市自治公民館活動等補助金

#### ①A 元町内会長の不正利用金の記載があった件について（指摘事項）

盛岡市補助金交付規則及び要綱が、事業完了時に規則第12条第1項関係の書類の提出を求めるのは、補助金の交付対象となる事業が適切に行われたことを確かめるためである。そのため、書類の提出を受けた場合には盛岡市は審査を行い、不明点等があれば個別に確認する必要がある。

然るに当該補助金の精算に必要な決算書ではなく、町内会会計の決算書ではあるものの包括外部監査人の指摘を受けてから、これから確認を取ることでは、書類の審査が甘いと言わざるを得ない。補助金交付規則及び要綱に従い、適時適切に書類の審査を行うべきである。

尚、後日確認を取ったところ、不正利用金等はいまだ返却されていないことであった。また、決算書に記載された不正利用金の件は、町内会会計で発生したものであり、当該補助金を管理する自治公民館会計から発生したものではなかった。

しかしながら、A元町内会長が不正を行った平成21年度は、自治公民館館長も務めていた。結果として町内会会計において不正が行われたが、不正が行われるリスクは町内会会計のみならず、自治公民館会計にもあったといえる。

## ②提出された決算書に「予備費8,000円」の記載があった件について（指摘事項）

町内会及び自治会の予算書上、予備費とは通常、予算書において使用される科目であり、予算策定の段階では予見できなかつた支出に充てるなどの目的で設定されるものである。予備費は、あくまで予算策定期階で使用される科目であり、決算書においては全ての支出項目及び金額が確定していることから予備費が計上されることはない。

しかしながら、提出された決算書の中に「予備費」と記載されているものがあった。これについても①と同様に、包括外部監査人の質問に対して、これから確認を取ることでは、書類の審査が甘いと言わざるを得ない。適切な審査が行われていたとすれば、なぜ決算書に予備費が計上されているのだろう、という疑問を感じるはずである。適時かつ適切に書類の審査を行うべきである。

尚、後日確認を取ったところ、本来は雑費として計上すべきものを誤って予備費として計上したものであることが判明した。

### 2.16 建築住宅課

#### 2.16.1 生活再建住宅支援事業

##### ①建築士の記名押印について（指摘事項）

東日本大震災被災住宅補修等工事費補助金のうち、耐震改修工事に対する補助金の申請においては、上表にあるとおり、建築士の記名押印のある耐震診断結果、壁量計算結果又は構造計算結果等の報告書の提出が求められている。平成26年度に交付された耐震改修の補助金は2件であったが、このいずれの場合も、耐震診断結果の報告書は提出されていたものの、記名押印がなされていなかった。

これは、補助金の申請時に提出が求められている東日本大震災被災住宅補修等工事費補助金交付申請書の別紙2-2において、耐震改修を行う家屋の構造、床面積、耐震診断を行った結果である耐震改修前後の上部構造評点と構造耐震指標の記載箇所があり、さらに、建築士の氏名や登録番号などを記入する欄があるため、耐震診断結果の報告書ではなく当該申請書別表に自署、押印してしまったものである。

これは、手続きミスではあるが、耐震診断結果の評点は、その計算の方法や用いた仮定などにより結果が変わると考えられ、そのような耐震診断の過程全体に対する意見を専門家が自らのものとして認める方法は、耐震診断結果の報告書に対する記名、押印が望ましいと考えられる。

従って、交付要綱に則った書類の整備、すなわち、建築士の記名押印のある耐震診断結果、

壁量計算結果又は構造計算結果等の報告書の提出を受けるべきである。

## 2.17.子ども未来課

### 2.17.1.私立保育所運営事業補助金

#### ①保育補助員費の算定方法について（意見）

保育補助員費に関しては、1園あたり 532,000 円の定額での補助額となっている。この項目は、昭和 58 年度に 1 園あたり 450,000 円の定額で始めたものであったが、以後金額の改定を経て、現在は、5,920 円（産休等代替職員などへの補助の単価として、県費補助があった時に用いられていた単価）に、1 日 3 時間、月 20 日の 12 ヶ月分として算定される金額を用いている。昭和 58 年度当時、定額の補助として始まった経緯は不明とのことであるが、補助の内容としては、保育士の休息時間確保のための補助金であるため、保育士の数に応じた補助額とした方が、補助の目的をよりよく達せられるものと考えられる。

#### ②保育材料費、備品費、採暖費、給食費及び庁費の算定方法について（意見）

保育材料費、備品費、採暖費、給食費及び庁費は、平成 16 年から児童一人当たり 4,300 円で開始したものであるが、その後は、4,300 円の単価で計算した金額に乘ずる率を毎年度変更して毎年度の補助額を決定している。平成 26 年度の当該率は、上表の通り 0.38 である。この項目の内容が本来は保育所運営費で賄われるものであることや、毎年度補助額を変動させていることなどから、補助金額とその効果の対応が不明確な項目であり、見直しが望ましい。

### 2.17.2.私立保育所休日保育事業補助金

#### ①収支精算書の記載方法について（指摘事項）

休日保育事業補助金に関しては、その交付額が適正か否かは、保育所の設置者の提出する収支精算書の内容にかかっているのであるから、適切な収支精算書が提出されるよう、記載方法の周知徹底や、内容に不明確な点がある場合には必要に応じて根拠資料の提出を求めるなどの対応をとる必要がある。また、盛岡市が行う社会福祉法人の監査において、補助金に係る経費について、適切に分類、記録しているかについても監査対象とすることが望ましい。

### 2.17.3.私立保育所延長保育事業補助金

#### ①収支精算書の記載方法について（指摘事項）

平成 26 年度の収支精算書を確認したところ、延長保育に係る収入である延長保育推進事業及び延長保育事業の補助金額と保護者負担金の合計額が、支出した経費の額と全く同額になっている保育所が 3 園あった。

この点に関しては、前述の私立保育所休日保育事業補助金と全く同様の問題点があるも

のと考えられる。

#### 2.17.4.私立保育所一時預かり事業補助金

##### ①収支精算書の記載方法について（指摘事項）

平成26年度の収支精算書を確認したところ、一時預かり事業に係る収入である盛岡市からの補助金額と保護者負担金の合計額が、支出した経費の額と全く同額になっている保育所が4園あった。

この点に関しては、前述の私立保育所休日保育事業補助金と全く同様の問題点があるものと考えられる。

#### 2.18.スポーツ推進課

##### 2.18.1.（公財）盛岡市体育協会運営事業補助金

##### ①補助金交付要領について（指摘事項）

要領が存在しないため、補助金の目的や対象事業、対象経費などが明確でなく、評価が難しい。また、上限の定めが明確となっていない。また、既に作成されているものについても、具体的な補助の目的及び、対象事業又は対象経費、効果評価の基準等を明確にし、PDCAサイクルの基礎とすることが望まれる。

##### ②事業補助金への切り替えについて（意見）

運営費補助金を「法人会計」に計上されている管理費に当てているが、当該補助金は具体的にどの事業のために使用されているかが不明であり、公益性・必要性の検証が困難であること、また、直接的な事業補助金と異なり、必要な額の算定が困難であることから事業補助金へのシフトを検討すべきと考えられる。

また、独自の収入が存在し、特に市からの指定管理料や施設からの運用収益を得ていることから、経営努力により補助金の削減が可能かどうか検討するとともに、独立した法人として運営費補助金を必要としないように経営努力を求めていくべきと考えられる。

尚、公益法人会計において「公益目的事業会計」や「法人会計」の支出の計算には、按分計算など複雑な計算過程を踏むため、法人会計が過大となっていないかという観点からチェックすることが望ましい。

#### 2.19.文化国際室

##### 2.19.1.（公財）盛岡市文化振興事業団運営費・事業費補助金

##### ①補助金交付要領について（指摘事項）

要領が存在しないため、補助金の目的や対象事業、対象経費などが明確でなく、評価が難しい。また、上限の定めが明確となっていない。また、既に作成されているものについても、具体的な補助の目的及び、対象事業又は対象経費、効果評価の基準等を明確にし、PDCAサイ

イクルの基礎とすることが望まれる。

### ②事業補助金への切り替えについて（意見）

運営費補助金を「法人会計」に計上されている管理費に当てているが、当該補助金は具体的にどの事業のために使用されているかが不明であり、公益性・必要性の検証が困難であること、また、直接的な事業補助金と異なり、必要な額の算定が困難であることから事業補助金へのシフトを検討すべきと考えられる。

また、独自の収入が存在し、特に市からの指定管理料や施設からの運用収益を得ていることから、経営努力により補助金の削減が可能かどうか検討するとともに、独立した法人として運営費補助金を必要としないように経営努力を求めていくべきと考えられる。

尚、公益法人会計において「公益目的事業会計」や「法人会計」の支出の計算には、按分計算など複雑な計算過程を踏むため、法人会計が過大となっていないかという観点からチェックすることが望ましい。

### ③運営費補助金の返還について（意見）

法人としての收支差額が黒字となっているが、運営費補助金により黒字が生じているとすれば、その性質について検証が必要である。運営費補助金の使用によって、団体の収支が黒字になった場合には返還を要することとする等の対応を検討すべきである。

## 2.20.商工課

### 2.20.1.商工会議所事業補助金

#### ①補助対象経費について（意見）

補助金交付要領は、補助金を決定する際の前提条件となるため、要領にない対象経費への補助金支出は認められない。ILC 誘致推進事業、希望郷いわて国体・いわて大会開催推進事業などについては、補助対象経費として明記されていない。これらの経費が小規模事業者指導事業等の等に含まれるとても、その都度要領を変更し承認を得るなど、要領に記載のない経費については原則補助対象外とし、制限的な取扱いとすべきである。

#### ②少額補助金について（意見）

少額補助であっても公益性の審査、効果の測定等は必要とされるが、補助金を交付するための事務作業等の費用と補助金による効果を勘案すると、補助金を廃止することも検討する必要がある。例えば、「労務対策費」の3千円、「税制問題対策研究費」18千円などは、相当に少額であるが、例えば100千円未満の事業については費用対効果を良く考慮すべきであると考えられる。

#### ③上限額による補助金交付について（意見）

補助額は積算の形式となっているが、補助金交付額は上限額と同額の33,463千円であり、上限額に合わせる形で各積算額は調整されている。市の財政的な理由による一律カットの一環として過去に減額をしているものの、打ち切り補助金という側面が強いと思われる。上限を超えないことはもちろんであるが、公費を最大限効率的に使用するという観点から、補助上限額による規制と合わせ、補助効果の確認を各種事業ごとに行い、積算の形骸化を予防する必要がある。

#### ④補助額の固定化について（意見）

固定的な補助金交付については、見直しをするルールを定め、毎年度その交付の要否や金額について慎重に決定することで、不必要的補助や過大な補助をなくし、補助額の根拠を確認していく必要がある。

### 2.20.2. (公財) 盛岡地域地場産業振興センター運営費補助金

#### ①補助金の充当について（意見）

公益目的事業会計だけでなく、その他事業会計にも補助金収入が充てられていることについて、補助金の公益性の観点から問題がないか検証が必要である。また、収支精算書に含まれている、支出を伴わない経費（例えば減価償却費7,904,056円、繰延資産償却費98,443円の計8,002,499円）を法人全体の当期一般正味財産増減額△3,113,814円に足し戻せば4,888,685円の黒字となるため、補助の必要性の観点から補助金額について検証が必要である。

#### ②事業補助金への切り替えについて（意見）

運営費補助金の一部を「法人会計」に計上されている管理費に充てているが、具体的にどの事業のために使用されているかが不明であり、公益性・必要性の検証が困難であること、また、直接的な事業補助金と異なり、必要額の算定が困難であることから事業補助金へのシフトを検討すべきと考えられる。

#### ③補助金の負担割合について（意見）

(公財) 盛岡地域地場産業振興センターは、地方公共団体としては盛岡市のかつ岩手県、八幡平市、滝沢市、零石町、葛巻町、岩手町、矢巾町、及び紫波町を構成団体としており、これらの地域を地場産業の対象として事業を行っているが、補助金を交付しているのは盛岡市だけである。地域内の市町村において盛岡市の負担が大きくなることは理解できるが、他の市町村による補助金がないことには疑問が残る。補助金の必要性が認められるのであれば盛岡市だけでなく関係している自治体に対し補助金の負担をして頂くよう対応を求めることも検討すべきと考える。

#### ④補助額の固定化について（意見）

固定的な補助金交付については、見直しをするルールを定め、毎年度その交付の要否や金額について慎重に決定することで、不必要的補助や過大な補助をなくし、補助額の根拠を明らかにしていく必要がある。

### 2.21.観光課

#### 2.21.1.（公財）盛岡観光コンベンション協会事業費補助金

##### ①補助金交付要領について（指摘事項）

要領は存在するものの、補助金の目的や対象事業、対象経費などが明確でなく、評価が難しい。また、上限の定めが明確となっていない。また、既に作成されているものについても、具体的な補助の目的及び、対象事業又は対象経費、効果評価の基準等を明確にし、PDCAサイクルの基礎とすることが望まれる。公益目的事業会計において「委託料」が31,358千円、「支払負担金」が1,876千円、「支払助成金」が858千円、また、法人会計において「支払負担金」が1,119千円計上されているが、補助金の対象経費となるか検証すべきである。

##### ②事業費補助金への切り替えについて（意見）

運営費補助金を「法人会計」に計上されている管理費に当てているが、当該補助金は具体的にどの事業のために使用されているかが不明であり、公益性・必要性の検証が困難であること、また、直接的な事業費補助金と異なり、必要な額の算定が困難であることから事業費補助金へのシフトを検討すべきと考えられる。

また、独自の収入が存在し、特に市からの指定管理料や施設からの運用収益を得ていることから、経営努力により補助金の削減が可能かどうか検討するとともに、独立した法人として運営費補助金を必要としないように経営努力を求めていくべきと考えられる。

尚、公益法人会計において「公益目的事業会計」や「法人会計」の支出の計算には、按分計算など複雑な計算過程を踏むため、法人会計が過大となっていないかという観点からチェックすることが望ましい。

##### ③補助額の固定化について（意見）

固定的な補助金交付については、見直しをするルールを定め、毎年度その交付の要否や金額について慎重に決定することで、不必要的補助や過大な補助をなくし、補助額の根拠を明らかにしていく必要がある。

#### 2.21.2.つなぎ温泉観光協会事業補助金

##### ①補助金交付要領について（指摘事項）

要領は存在するものの、補助金の目的や対象事業、対象経費などが明確でなく、評価が難

しい。また、上限の定めが明確となっていない。また、既に作成されているものについても、具体的な補助の目的及び、対象事業又は対象経費、効果評価の基準等を明確にし、PDCA サイクルの基礎とすることが望まれる。

## ②補助額の固定化について（意見）

固定的な補助金交付については、見直しをするルールを定め、毎年度その交付の要否や金額について慎重に決定することで、不必要的補助や過大な補助をなくし、補助額の根拠を明らかにしていく必要がある。

## 2.22.文化国際室

### 2.22.1.（公財）盛岡国際交流協会事業

#### ①補助金交付要領について（指摘事項）

要領が存在しないため、補助金の目的や対象事業、対象経費などが明確でなく、評価が難しい。また、上限の定めが明確となっていない。また、既に作成されているものについても、具体的な補助の目的及び、対象事業又は対象経費、効果評価の基準等を明確にし、PDCA サイクルの基礎とすることが望まれる。

#### ②賛助会費収入について（意見）

（公財）盛岡国際交流協会事業は、基本財産1億円の規模の法人であるが、収入規模については7,531千円と大きくななく、内5,000千円を盛岡市の補助金で賄っている。賛助会員からの会費については326千円となっているが、中核市である盛岡市の規模を考えれば、賛助会費の拡大の余地は大きいと思われる。有効性の高い活動を行うとともに、募るべき賛助会費の目標金額を定めるなどして、収入の増加を促していくべきである。

## 2.23.消防対策室

### 2.23.1.盛岡市消防団員互助会事業運営費補助金

#### ①互助会事務局の運営について（意見）

盛岡市消防団員互助会に関わる事務については、市の消防対策室の職員により行われている状況である。本来であれば、互助会の運営については互助会の会員により運営されるべきものであり、互助会の規約においても事務局長1人、庶務会計2人の役員を置くこととされている。市の職員が互助会の事務を担う場合には、当該職員の人事費相当額について実質的に補助していることと同じである。会員ではない市の職員が事務を行うのであれば、代理権限、費用負担関係などを明確にするためにも職員派遣契約、事務委託契約などの締結を検討するべきである。

## ②補助金対象経費について（意見）

助成費 800 万円は、消防団本部分会 50 万円と各分会 750 万円（50 分会×15 万円）に配分され、主に団員の飲食代、宿泊代、分団名入り T シャツなどに使われている。

補助金が飲食代等に使われていること自体については、福利厚生事業の一環としての出費であることから市は認めている。しかし、飲食代等の費用を見積って決定しているものではなく、また、人数を基準としたものでもないことからその目的及び算定根拠が明確となっていない。飲食代等については一人当たりの限度額を設けるなど冗費の抑制を図るべきであるし、団員ごとの平等を図るため一律 50 万円あるいは 15 万円ではなく人数割り等の導入を検討するべきである。